

## 東日本大震災津波からの復旧・復興に関する要望を行いました

～被災地の一日も早い復旧・復興に向けて～

県土整備企画室

平成 27 年6月 24 日に、平成 28 年度以降の復興財源フレームが国から示され、災害復旧事業や三陸沿岸道路整備事業については、これまでと同様に国の全額負担で整備が実施されることとなりましたが、宮古盛岡横断道路や久慈港湾口防波堤、社会資本整備総合交付金（復興）事業等は自治体負担の対象となりました。

新たな負担は小さい額ではありませんが、引き続き復興を遅らせることなく、一日も早い復興を成し遂げるため、平成 27 年7月 28 日に「復旧・復興事業の確実な予算措置」や「国が行う復旧・復興事業の整備促進」等について、西村国土交通副大臣、国土交通省及び復興庁の幹部職員に対し、被災3県（岩手、宮城、福島）の土木部長等による合同要望を行いました。

引き続き、県では被災地の実情を理解してもらうため国に働きかけていくとともに、被災地における復旧・復興事業に邁進していきます。

### 【主な要望内容】

#### 1 平成 28 年度以降の復旧・復興事業に関する要望書

- 復旧・復興事業の確実な予算措置
- 復興特別会計から一般会計へ移行する事業の予算措置
- 復興の進展により新たに生じる課題等への対応

#### 2 国が行う復旧・復興事業の整備促進と特例的な財政支援の継続を求める要望書

- 復興に向けた広域道路ネットワークの整備促進
- 河川・海岸堤防の早期復旧と治水対策の促進
- 地域の復興を支える港湾の整備促進
- 被災3県に整備する国営追悼・祈念施設（仮称）の早期整備
- 必要な予算と体制の確保及び特例的な財政支援の継続



西村国土交通副大臣への要望状況



復興庁 菱田統括官への要望状況